

平成 26 年度 第三部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 27 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

14 社+1 団体 18 名で構成

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 7 回+合同委員会 1 回=計 8 回

2. 審議・確認事項

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画作成 (H26.5~H26.9)

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 25 年度フォローアップ報告書」を作成した。また、平成 26 年 9 月 19 日に「ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会」による評価を受けた。

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 26 年度フォローアップ評価報告書」のまとめの項目には次のように記載されている。

3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家ハロンマネジメント戦略への具体的な取組みとして策定されており、前年同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。(以下、省略)

(2) 危険物施設における消火設備の告示化 (H25.3~継続中)

危険物施設における消火設備については、従来、通知(平成元年消防危第 24 号)により基準が示されていたが、平成 23 年度に 3 つ(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備)の設備が告示化されている。この度、消防庁危険物保安室からの依頼で残りの設備についても工業会と意見交換を進めながら告示化を進めて行くことになり、第三部会では粉末消火設備について検討を行うことになった。平成 26 年度は特筆すべき動きはなかった。

(3) 「容器弁の安全性点検についての手引き」の発行 (H26.4~H26.7)

容器弁の安全性点検の促進のため、「容器弁の安全性点検についての手引き」を作成し、「不活性ガス消火設備設計・工事基準書」および「ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書」を購入していただいた会社に対して配布した。また、電子データを工業会ホームページに掲載した。

(4) 「公共建築工事仕様書」の改訂について (H26.7~継続中)

国土交通省標準仕様書の平成 28 年度版作成に向けて工業会に対して内容の見直し依頼があり、第三部会でもガス系消火設備関係の見直しを行い意見を提出した。12 月には、国土交通省のヒアリングが実施された。

(5) 工業会主催勉強会の講師を担当 (H26.11.14)

工業会主催の勉強会が 11 月 14 日にルポール麴町において開催され、第三部会が主幹部会として講師を担当し、「ガス系消火設備の基礎知識」と「容器弁の安全性点検」について講演を行った。

(6) 消防法令等の仕様規定根拠の調査 (~継続中)

現在の消防法令等に示されている仕様規定がどのような背景の元で規定されたものか、根拠を明白にし、記録を残すことを目的に調査中。

(7) 消防法施行規則第 19 条、第 20 条の一部改正要望（～継続中）

平成 13 年の消防法施行令改正で新たに追加された、いわゆる「新ガス系消火設備」については、従来からあるガス系消火設備に比べて面積および体積での設置制限（面積 1000m²、体積 3000m³の部分）等がある。より安全で環境保護性能に優れた「新ガス系消火設備」の普及の促進のため設置制限の撤廃もしくは緩和に関する施行規則の改正を消防庁に要望中。

(8) 起動用ガス容器の起動用ガスの窒素追加（～継続中）

不活性ガス消火設備に用いられる起動用ガス容器の起動用ガスは消防法施行規則第 19 条第 5 項第十三号において二酸化炭素だけが認められているが、より安全で環境保護性能に優れた「窒素」の追加を消防庁に要望中。

3. その他

(1) 自主認定品の審査（～継続中）

工業会の自主認定品である「放出表示灯」「警報装置標識板」「手動起動装置標識板」について、新たな認定申請品の審査を行った。

以 上